

平成28年度の社会保障の充実・安定化について

- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成28年度の増収額 8.2兆円については、
 - ① まず基礎年金国庫負担割合 2分の1に3.1兆円を向け、
 - ② 残額を満年度時の
 - ・ 「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・ 「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈28年度消費増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○ 基礎年金国庫負担割合 2分の1

（平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合 2分の1の差額に係る費用を含む）

3.1兆円

○ 社会保障の充実

- ・ 子ども・子育て支援の充実
- ・ 医療・介護の充実
- ・ 年金制度の改善

1.35兆円

○ 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.37兆円

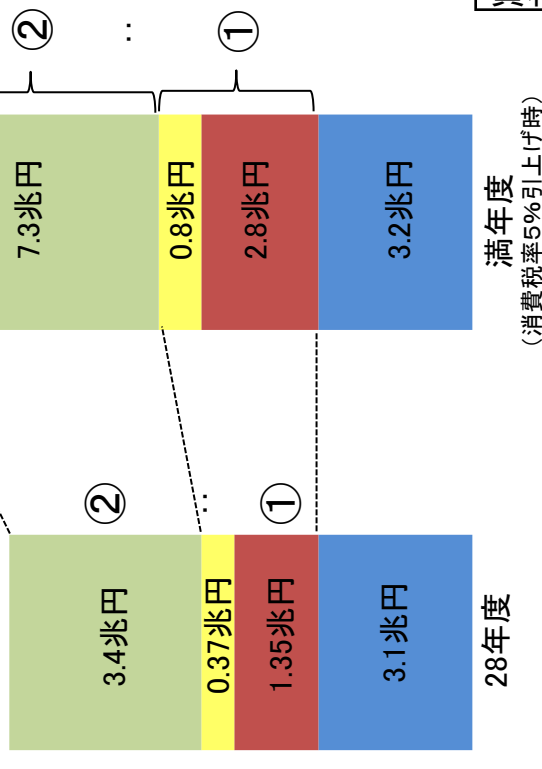
○ 後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.4兆円

（参考）算定方法のイメージ

- 後代への負担のつけ回しの軽減
- 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 《14兆円》
- 社会保障の充実
- 基礎年金国庫負担割合1/2 《8.2兆円》



（注1）金額は公費（国及び地方の合計額）である。

（注2）上記の社会保障の充実に係る消費増収分（1.35兆円）と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果（▲0.29兆円）を活用し、社会保障の充実（1.53兆円）と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」等（0.11兆円）の財源をあわせて一体的に確保。

平成28年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事項	事業内容	平成28年度 予算案 (注1)	国分		平成27年度 予算額 (参考)
			国分	地方分	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	5,593	2,519 (注3)	3,074	4,844
	社会的養護の充実	345	173	173	283
医療・介護サービスの提供体制改革	育児休業中の経済的支援の強化	67	56 (注4)	11	62
	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等	904	602	301	904
	・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)				
	・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分				
	地域包括ケアシステムの構築				
・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)					
医療・介護サービスの提供体制改革	平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592	1,051
医療・介護の改革	在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	390	195	195	236
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
	国民健康保険への財政支援の拡充等	2,244	1,412	832	1,864
	被用者保険の拠出金に対する支援	210	210	0	109
	高額療養費制度の見直し	248	217	31	248
難病・小児慢性特定疾病への対応	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	218	109	109	221
	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,089	1,044	1,044	2,048
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	32	32	0	20
合計		15,295	7,955	7,340	13,620

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(1,35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.29兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1,53兆円)と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」等(0.11兆円)の財源をあわせて一体的に確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

賃借料加算の充実(公定価格の改善事項)

(概要)

保育の受け皿拡大を推進するため、現行の公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準に見直す。

(保育所：A地域：都市部)

定員区分	現行 公定価格単価	年額
～20人	6,500円	1,560千円
21人～30人	4,500円	1,620千円



見直し後単価	見直し後年額
16,800円	4,032千円
12,600円	4,536千円

(小規模保育事業A型：A地域：都市部)

定員区分	現行 公定価格単価	年額
6人～12人	4,100円	590千円
13人～19人	5,200円	1,186千円



見直し後単価	見直し後年額
21,500円	3,096千円
27,300円	6,224千円

チーム保育推進加算の創設

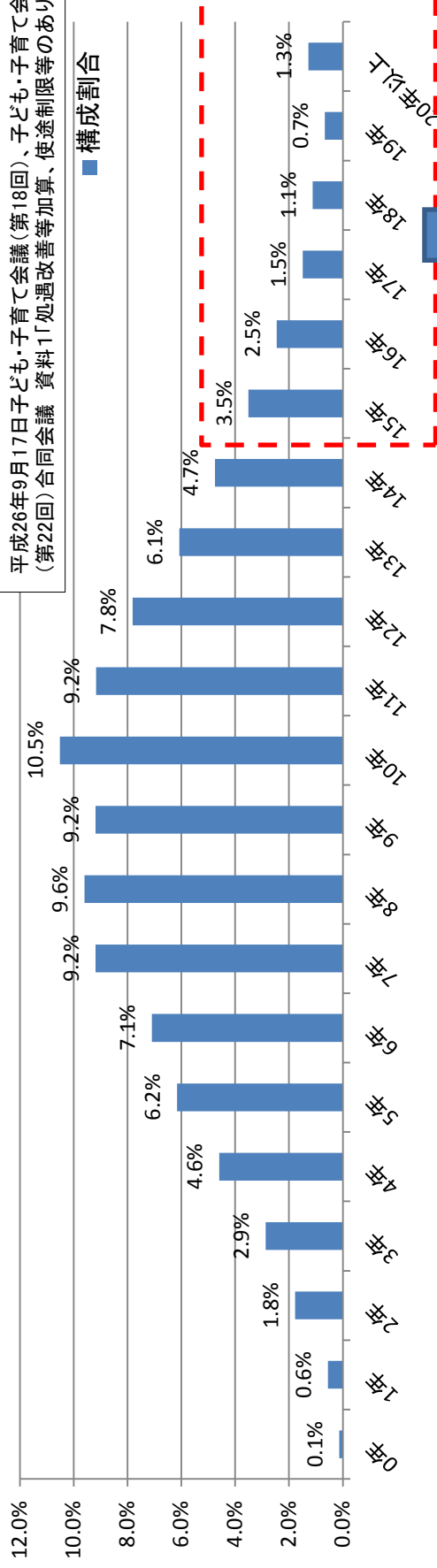
○加算の趣旨

- ・チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。
- ・厚い人員配置の下、キャリアアップの体制を整備した保育所を支援し、キャリアに応じた賃金改善が図られ、保育士が長く働くことの出来る環境の整備を促進する。

○加算の概要

- ・以下の場合に1名分の保育士人件費相当分を加算。
 - ① 必要保育士数(公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数)を超えて保育士を配置
 - ② チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築
 - ③ 職員の平均勤続年数が15年以上
 - ④ 加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること

(参考)私立保育所の平均勤続年数別の施設分布(平成25年4月1日現在)



資料5

職員の平均勤続年数15年以上の施設(私立保育所全体の10.6%が対象)

保育士等の処遇改善

○平成27年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ（27年度補正、28年度当初）

	格付け	本俸基準額		人件費（年額）	
		平成27年度当初	平成27年度改定後	平成27年度当初	平成27年度改定後
保育士	(福)1-29	197,268円	199,920円 (+2,652円)	約363万円	約370万円 <u>(+1.9%)</u>

○平成26年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ

	格付け	本俸基準額		人件費（年額）	
		平成26年度当初	平成26年度改定後	平成26年度当初	平成26年度改定後
保育士	(福)1-29	195,228円	197,268円 (+2,040円)	約356万円	約363万円 <u>(+2.0%)</u>

※平成26年度末に、保育所運営費の差額を平成26年4月に遡及して支弁 ⇒ 保育士等に対して一時金などで支給

○平成27年度の公定価格における処遇改善等加算

新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じ、3%を加算




多子世帯の保育料負担軽減について

●多子世帯の保育料負担軽減

年収約360万円未満世帯について、




- ・現行制度で小学校就学前までとされている**多子計算に係る年齢制限を撤廃。**
- ・**第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。**




(現行)

(5歳)	第1子		保育料 満額
(4歳)			
(3歳)			
(2歳)	第2子		保育料 半額
(1歳)			
(0歳)	第3子		無償

(改正)

年収約360万円未満世帯
年齢制限撤廃

対象外  小学校 3年生 (第1子)			
※小1以上はカウントしない			
(5歳)	第1子の扱い		保育料 満額
(4歳)			
(3歳)			
(2歳)	第2子の扱い		保育料 半額
(1歳)			
(0歳)			

対象 第1子扱い  小学校 3年生			
※多子計算に係る年齢制限を撤廃			
(5歳)	第2子		保育料 半額
(4歳)			
(3歳)			
(2歳)	第3子		無償
(1歳)			
(0歳)			

ひとり親世帯等の保育料負担軽減について

●ひとり親世帯等の保育料負担軽減

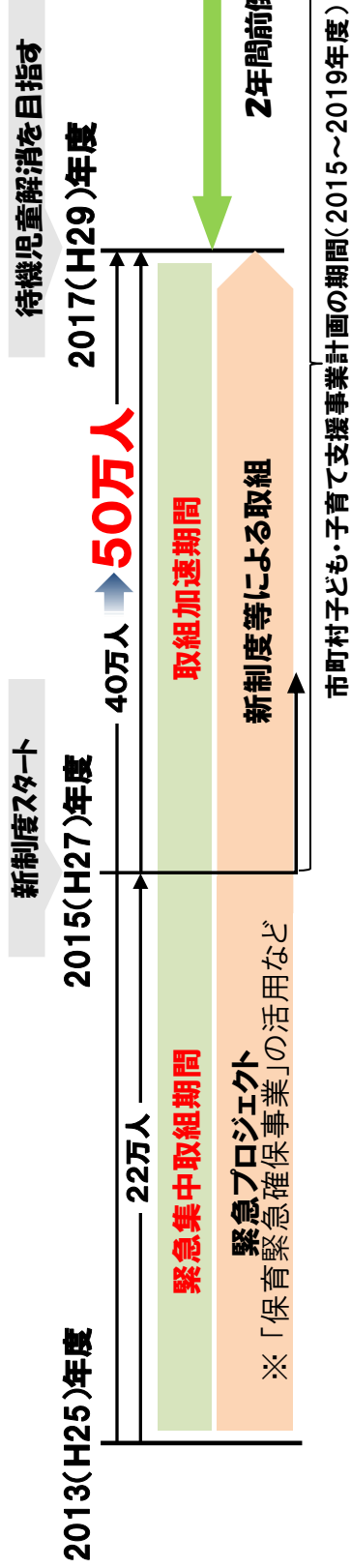
年収約360万円未満のひとり親世帯等への保育料負担軽減を拡充

階層区分	現 行		拡 充 後	
	基準額 保護者負担額(月額)	負担軽減後 保護者負担額(月額)	基準額 保護者負担額(月額)	負担軽減後 保護者負担額(月額)
第2階層 市町村民税非課税世帯 (年収約260万円まで)	第1子 6,000円 第2子 3,000円	0円 0円	0円 0円	0円 0円
第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (年収約330万円まで)	第1子 16,500円 第2子 8,250円	15,500円(1,000円引き下げ) 7,750円(上記の半額)	7,750円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)	7,750円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約470万円未満世帯 のうち年収約360万円未満世帯)	第1子 27,000円 第2子 13,500円	27,000円(基準額どおり) 13,500円(上記の半額)	13,500円(基準額の半額) 0円(無償化)	13,500円(基準額の半額) 0円(無償化)

※上記の保護者負担額はすべて3歳以上児の保育標準時間認定の場合

待機児童解消加速化プラン

- ◆ 待機児童の解消を目指し、平成25年度から平成29年度末までに**40万人分**の保育の受け皿を確保することを目標とした「**待機児童解消加速化プラン**」に基づき取組を進めているところ。
- ◆ 平成25・26年度の2か年で合計約**21.9万人分**の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5か年の合計は約**45.6万人分**の保育の受け皿拡大を見込んでいる。
- ◆ 今後、**25～44歳の女性の就業率上昇**が更に進むことを念頭に、加速化プランに基づく平成29年度末までの整備目標を前倒し・上積みし、**40万人分**から**50万人分**とすることとする。



◇ 「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成27年度)

平成25年度 保育拡大	平成26年度 保育拡大	平成27年度 保育拡大	平成28年度 保育拡大	平成29年度 保育拡大	5カ年合計
72,430人	146,257人	117,250人	81,407人	39,262人	456,606人
(計 218,687人)		(計 237,919人)			

支援パッケージ ～5本の柱～

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(「ハコ」)
- ② 保育を支える保育士の確保(「ヒト」)
- ③ 小規模保育事業などの運営費支援等
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

1・2歳児の保育所利用率の推移

(平成26年4月) (平成27年4月) (平成29年度末)
 50万人分確保時の利用率
1、2歳児 : 35.1% → 38.1% → 48.0%
 (見直し前: 46.5%)

<【参考】女性の就業率: 70.8%(2014年) → 76%(2020年) >

(注)利用率: 利用児童数 ÷ 修学前児童数
 平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等

(平成27年度補正予算(案)：510.7億円)

目的

待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育の受け皿整備を40万人から50万人に拡大し、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の整備などの前倒しを図る。

事業概要

- 待機児童解消加速化プラン(平成29年度末までに保育の受け皿拡大を約40万人)は、市町村の積極的な取組により、約45.6万人に拡大する見込みとなっているため、当初の拡大量からの増加分である約5.6万人分の保育所の施設整備費等を支援。
- 待機児童は低年齢児(0～2歳児)に多いことから、新たに小規模保育事業所の施設整備費についても補助対象とする。
- 近隣住民等に配慮した防音対策として、保育所等(既存園を含む。)に防音壁の設置に要する経費を支援。

対象事業

- [施設整備] (※) 保育所等整備事業、小規模保育整備事業(2.8万人分)【383.1億円】
- [改修費] (※) 賃貸物件による保育所改修等支援事業、小規模保育改修費等支援事業(2.8万人分)【118.4億円】
- [その他事業] 保育所等防音壁設置事業【9.2億円】

実施主体

市町村(特別区含む。)

- * 「施設整備」及び「改修費」については、都道府県の「安心こども基金」に積み増しを行い実施。
- * 「その他事業」については、保育所等整備交付金の一事業として実施。

補助率

1/2 (※待機児童解消加速化プランに参加する場合は2/3)

【参考：待機児童解消加速化プラン】



- ※ 消費税財源を活用し、子ども・子育て支援新制度を通じて、地方自治体を強力に支援。
- ※ 事業主拠出金財源を活用し、企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援。

保育所等整備交付金

【平成28年度予算案:534億円(554億円)】

【趣旨】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに約50万人の受け皿を拡大するうち、平成28年度は、約7.2万人を確保。
- 市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。
- 待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育所等の整備を推進する。

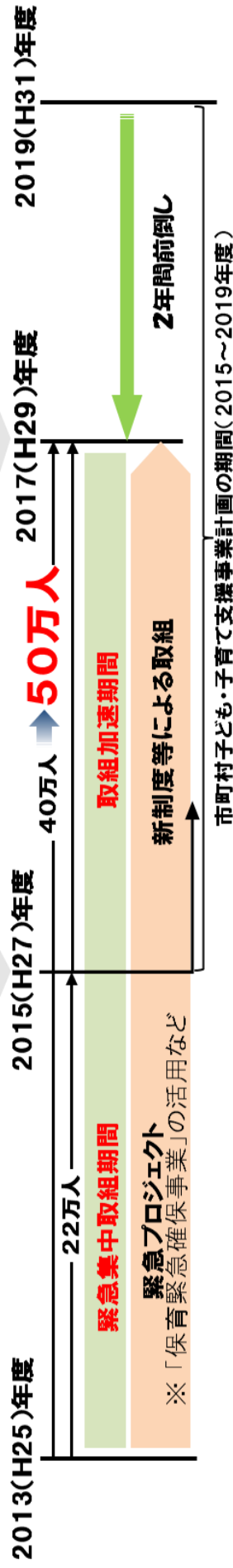
【対象事業】

- 保育所緊急整備事業【449億円(518億円)】
 - ・ 保育所の創設、増築、老朽改築等
 - ・ 待機児童解消加速化プランに参加するなどの要件に該当する場合は、補助率の嵩上げを実施。
- 認定こども園整備事業(幼稚園型)【41億円(37億円)】
- 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設、増築、老朽改築等
- 小規模保育整備事業【新規】【44億円】
- 小規模保育の創設、増築、老朽改築等

【実施主体】 市町村(特別区含む。)

【補助率】 1/2(待機児童解消加速化プランに参加する場合は2/3)

待機児童解消加速化プラン



保育対策総合支援事業費補助金

【平成28年度予算案：390億円(285億円)】

【事業内容】

- ▶ 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- ▶ また、「保育士確保プラン」に基づく保育士確保対策の実施により、受入児童数に対応した必要保育士数の確保を図る。
- ▶ その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

I 保育士確保対策 194億円(65億円)

- ①保育士・保育所支援センター設置運営事業【一部新規】
- ②認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- ③保育士資格取得支援事業
- ④保育教諭のための保育士資格取得支援事業（厚生労働省分）
- ⑤保育士宿舍借り上げ支援事業
- ⑥保育体制強化事業
- ⑦保育士試験による資格取得支援事業
- ⑧保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑨保育士試験追加実施支援事業
- ⑩保育補助者雇上強化事業【新規】
- ⑪若手保育士や保育事業者への巡回支援事業【新規】
- ⑫保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業【新規】

II 小規模保育等の改修等 174億円(200億円)

- ①賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業
- ②小規模保育改修費等支援事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- ④認可化移行改修費等支援事業
- ⑤家庭的保育改修費等支援事業
- ⑥保育所設置促進事業【新規】

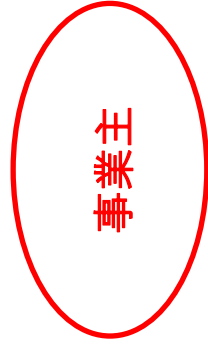
III その他事業 22億円(20億円)

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行調査費等支援事業
- ③認可化移行移転費等支援事業
- ④広域的保育所等利用事業
- ⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥保育環境改善事業
- ⑦家庭支援推進保育事業

子ども・子育て支援新制度と事業主拠出金

現 行

- 子ども・子育て支援新制度においては、企業等からの事業主拠出金を財源として、「児童手当」及び「地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ、病児保育、延長保育の3事業限定）」を実施。



2,456
億円

年金特別会計
(子ども・子育て支援勘定)



○児童手当 1,821億円

○地域子ども・子育て支援事業 650億円

・放課後児童クラブ

・病児保育

・延長保育

充当先は法定※

事業主拠出金

(標準報酬の0.15%) ※平成27年度より内閣府に移管

<平成27年度予算>

第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」の実現に向けて、事業主拠出金制度を拡充

拡 充

- 事業主拠出金制度の拡充により、以下の事業を実施し、出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実を図る。
 - ① 企業主導型保育事業（運営費、整備費）
 - ② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
 - ③ 病児保育普及促進事業（整備費）
- 上記事業に充てるため、事業主拠出金率の法律上の上限を0.25%（+0.1%）に引き上げ
- 平成28年度は、事業実施に必要な所要額を踏まえ、0.20%（+0.05%）に引き上げ

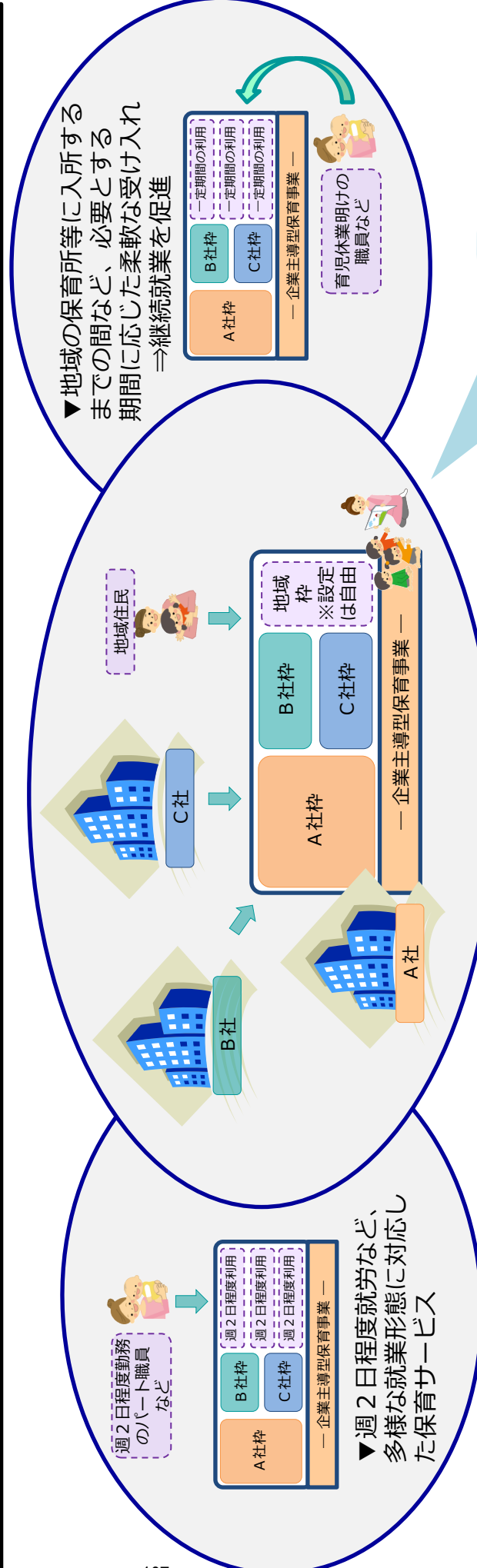
事業主拠出金制度の見直しによる企業主導型保育の推進

1. 事業主拠出金制度の拡充により、以下の事業を推進する。
 - ① 企業主導型保育事業(運営費)
 - ・ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な保育サービスの支援。
 - ・ 既存の事業所内保育所の活用によるサービス拡大の支援。
 - ② 企業主導型保育事業(整備費)
 - ・ ①に係る整備費、改修費の支援。
 - ③ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
(ベビーシッター利用の際の費用補助。1回当たり補助額 2,200円。企業負担あり)
 - ④ 病児保育普及促進事業
 - ・ 病児保育事業を普及するため、必要となる施設・設備整備費の支援。
 - ・ 体調不良児等を保育所等から拠点施設に送迎して病児保育する事業の支援。
2. 1. の事業に要する費用に充てるため、拠出金率の上限を0.25%に引上げ(現行に+0.1%)、法定する。拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成28年度は0.20%(+0.05%)、平成29年度は0.23%(+0.08%)、平成30年度以降は実施状況を踏まえ、協議の上決定とする。
3. 拠出金制度は、企業の自主的な取組に対し補助することとし、以下の点に留意して制度設計する。
 - ・ 多様な規模、多様な産業の企業が参加しやすいものとする。
 - ・ 身近な地域でも利用しやすくするなど、労働者が利用しやすいものとする。
4. 企業主導型保育事業による受け皿拡大は、基本的に平成29年度末までに必要となる5万人程度を上限とする。
5. これらの事業について、各年度の実績やそれらの「見える化」等を踏まえつつ、事業間の配分、事業内容の改善等について、経済団体の意見を反映できる仕組みとするための協議の場を設ける。

事業主拠出金を活用した事業について

施策	概要	平成28年度 予算案	備考
企業主導型保育事業（運営費） 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの受け皿整備の目標を前倒し・上積みし、40万人分から50万人分整備することとした。 ・事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就業形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設し、運営に係る経費及び約5万人の受け皿整備に伴う整備費、改修費の一部を支援する。 	308.7億円	
企業主導型保育事業（整備費） 【新規】		487.8億円	
企業主導型ベビーシッター利用者 支援事業 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な働き方をしている労働者を念頭に、子育てしやすい環境づくりのため、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育ての両立支援による離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する。 ・残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格（補助額2,200円：双生児の場合は加算）でベビーシッター派遣サービスを就労のために利用できるよう支援する。 	3.8億円	平成28年度は、事業実施に必要な所要額を踏まえ、現行の拠出金率を+0.05%（800億円強）引き上げる。
病児保育普及促進事業 【一部新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業を実施するために必要となる施設・設備整備等に係る費用を補助する。 ・必要となる施設の改修費、整備費。 ・拠点施設に看護師等を配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し病児保育するために必要となる看護師雇上費等を補助する。 	26.7億円	
合計		827.1億円	

- ◎ 保育の受け皿拡大を進めているが、女性の就業率上昇等に伴う潜在需要の顕在化に対応するため、**受け皿拡大を更に加速**させる必要がある。
- ◎ 今後、女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、**待機児童解消加速化プラン**に基づく平成29年度末までの受け皿整備の目標を**前倒し・上積み**し、40万人分から**50万人分**整備することとした。
- ◎ 事業所内保育を主軸とした**企業主導型の多様な就業形態に対応した保育サービス**の拡大を支援する仕組みを創設する。
- ◎ 運営費の他、施設整備費として151.8億円、改修費として336億円を計上。
- ※ 運営費の補助単価については、子ども・子育て支援新制度の各種単価を参考に設定。



- 本事業の特徴
- 設置に**市区町村の関与なし**
 - 利用も**直接契約**
 - 地域**枠設定も自由**
 - **複数企業の共同利用も自由**
 - **柔軟な人員配置**
 - **多様な勤務形態に対応した多様な保育サービスも可能**
 - **整備費・運営費を補助**

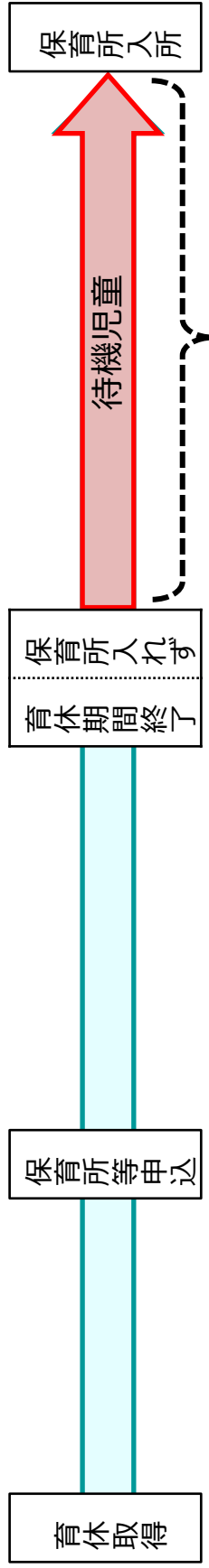
多様な就業形態に対応した
延長保育、夜間保育、休日
保育等多様な預かりを必要
に応じて実施

■ 事業所内保育有効利用支援について

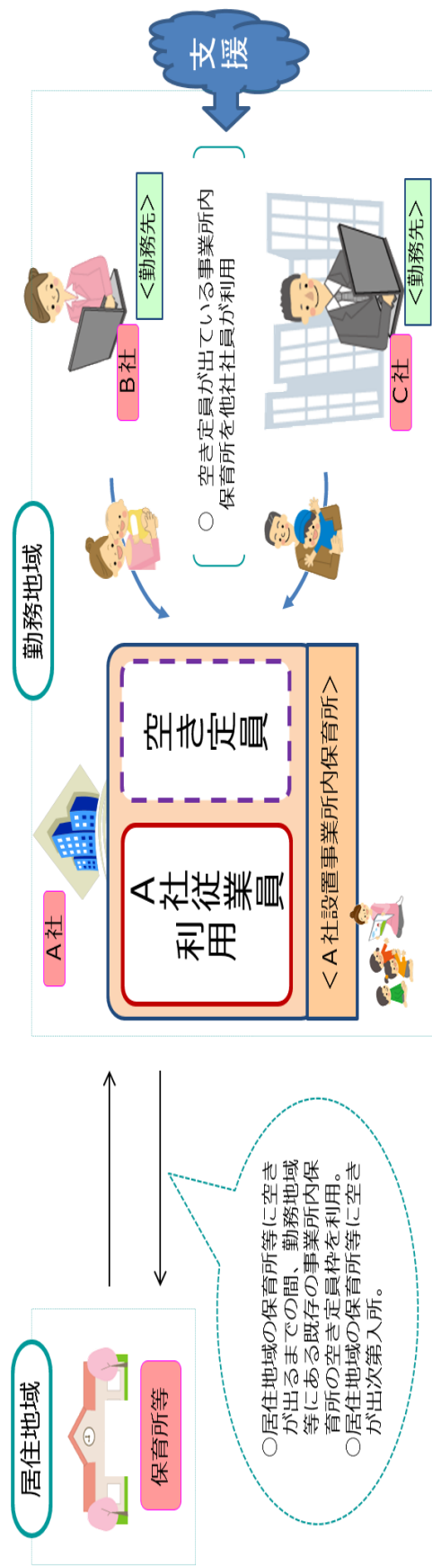
◎ 既存の事業所内保育施設では、自社の従業員のみでは運営が安定しない、企業の持ち出しとなるケースも多いことから、企業主導型保育事業では、既存の事業所内保育施設の空き定員を有効利用する事業に対しても補助を行う。



- ▼ 既存の事業所内保育所で空き定員（自社の従業員だけでは利用者が埋まらない枠）を有効利用可能とする。
- ▼ 他社の従業員の子ども等が利用した場合の運営費を補助する。
- ▼ 利用は直接契約とする。
- ▼ 各企業との連携やマッチングをコーディネート。
- ▼ 広域的な利用が可能。



認可保育所等に入所するまでの一定期間受け入れ



企業主導型ベビーシッター利用者支援事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

【平成28年度内閣府年金特別会計予算案:3.8億円】

多様な働き方をしている労働者を念頭に、子育てしやすい環境づくりのため、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育ての両立支援による離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する

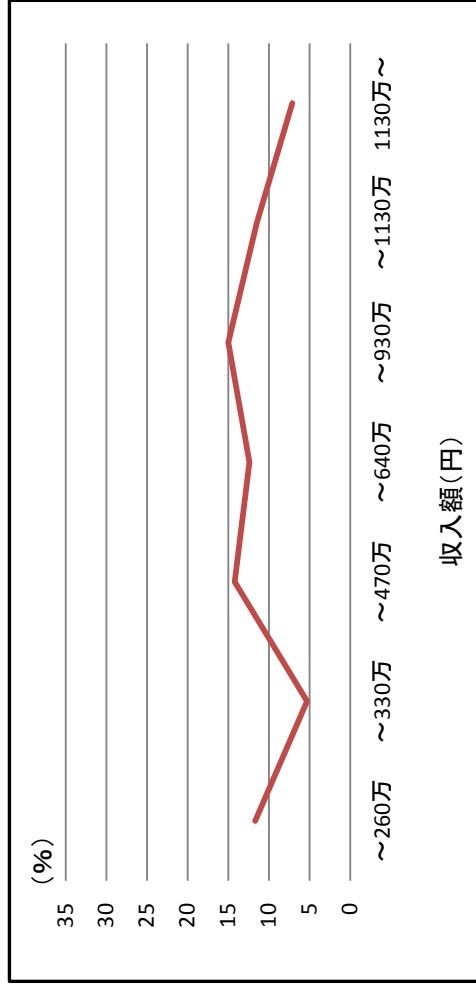
＜事業内容＞

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格（補助額2,200円：双生児の場合は加算）でベビーシッター派遣サービスを就労のために利用できるよう支援する。

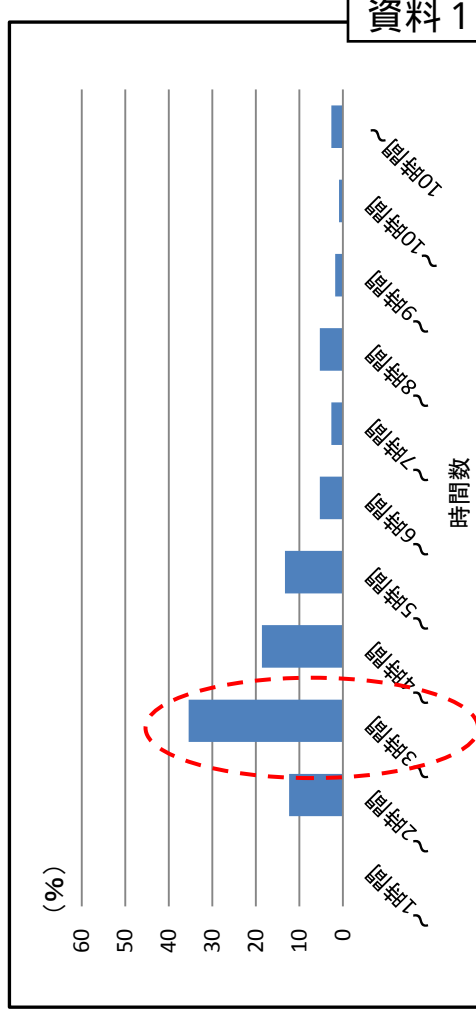
＜利用条件＞

- ・企業負担 大企業 10% 中小企業 5%

＜ベビーシッター利用者(女性)の分布図(年収)＞



＜ベビーシッター利用者の分布図(1回あたりの平均利用時間)＞



資料：公益社団法人全国保育サービス協会「平成27年度家庭保育利用者実態調査票」より作成

病児保育普及促進事業

子育て世帯のニーズが高い病児保育事業の普及を図るため、以下の事業を実施。

① 病児保育施設整備 (子ども・子育て支援整備交付金) (新)

(事業内容)

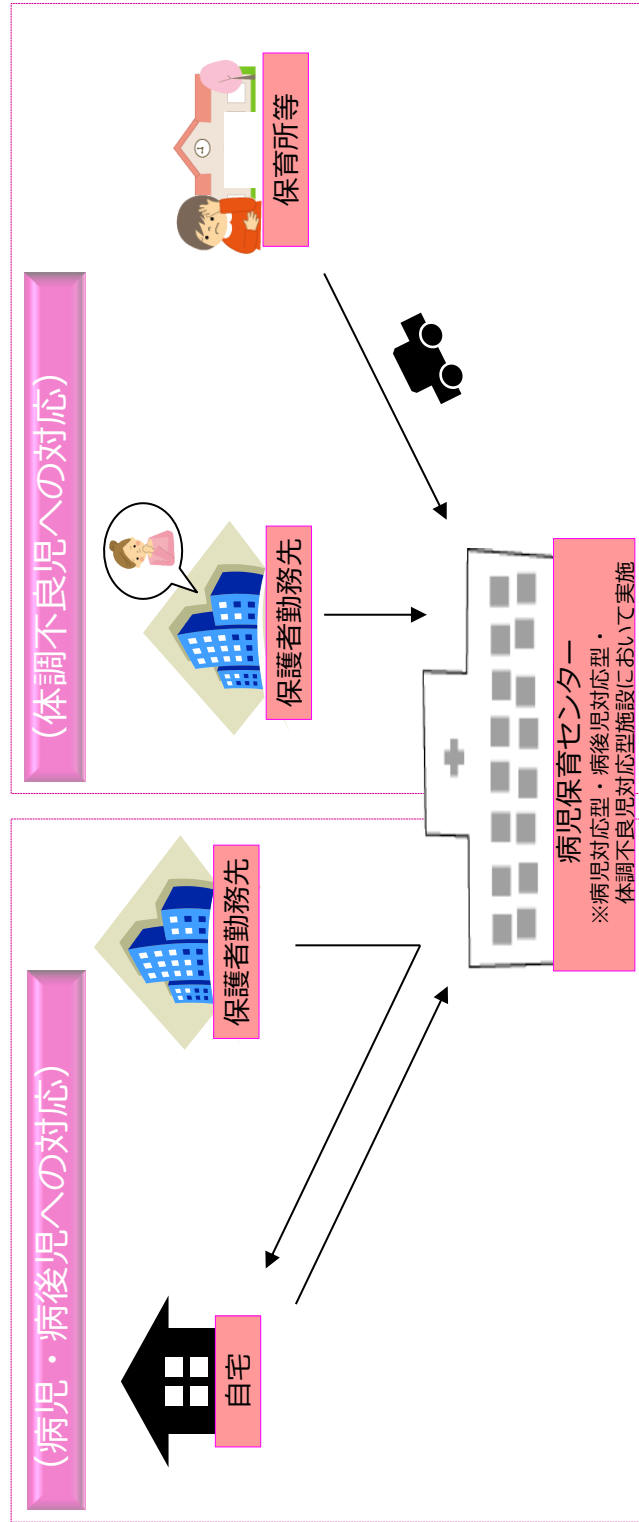
病児保育事業を実施するために必要となる施設・設備整備等に係る費用を補助する。
医療機関、保育所等の改修費、単独設置施設の整備費等。

② 病児保育センター (子ども・子育て支援交付金) (拡)

(事業内容)

病児保育の拠点となる施設 (※) に看護師等を配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった
体調不良児を送迎し、病児を保育するために必要となる看護師雇上費等を補助する。

(※ 病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型施設において実施)



保育人材確保策

- ◆「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、その担い手である保育人材確保のための方策を図る。
- ◆平成29年度末までに国全体として新たに確保が必要となる保育人材数(約9万人)の確保を目指す。



保育士確保の取組

①保育士資格の新規取得者の確保

【平成27年度までの取組】

- ・地域限定保育士試験など、保育士試験の年2回実施等

・保育士修学資金貸付

・現在保育所等に働いている者及び幼稚園教諭免許状所有者の保育士資格取得支援

・養成施設に対する就職促進支援事業 など

【今後の取組】

- ・保育士試験の年2回実施を行う都道府県的大幅拡大 など

②保育士の就業継続支援

【平成27年度までの取組】

- ・処遇改善(公定価格上3%相当の処遇改善等加算の実施)

・保育士宿舍借り上げ支援

・保育体制強化事業 など

【今後の取組】

・改善要望の強い勤務環境改善への対応の検討

・保育士のキャリアアップに対応した研修体系の再構築

・財源確保とともに、さらなる処遇改善を実施 など

③離職者(潜在保育士)の再就職支援

【平成27年度までの取組】

- ・ハローワークや保育士・保育所支援センターによるマッチング支援 など

【今後の取組】

・来年度に向けた採用時期に合わせたマッチング強化

・未就学児をもつ潜在保育士への保育料支援による再就職促進 など

【6. 9万人の確保】 (受け皿拡大40万人ベース)

現在の保育人材確保策 (保育士確保プラン)

- 保育士資格の新規取得者の確保
 - ・保育士試験の年2回実施
 - ・修学資金貸付 など
- 保育士の就業継続支援
 - ・処遇改善
 - ・保育士宿舍借り上げ支援
 - ・離職防止研修 など

- 離職者の再就職支援
 - ・保育士・保育所支援センターやハローワークによるマッチング支援 など

十

【2万人程度の確保】 (受け皿拡大を50万人とした時の追加必要数)

保育士資格の新規取得者の確保

- 修学資金貸付により保育士を目指す学生を支援
[27補正：155億円]
 - ・補助率の嵩上げ (3/4→9/10)
 - ・2年間貸付、保育所に5年勤務で返済免除

- 人材交流等によるキャリアアップ体制の整備と学生の実習支援などを実施
[28当初：10億円]

新たな保育人材を創出

多様な人材の活用

- 朝夕の保育士配置要件の弾力化などによる保育士の負担軽減
【規制改革】

保育士の就業継続支援

- 保育士を支える保育補助者を雇用し、保育所の勤務環境を改善
 - 保育補助者の雇上費の貸付支援
[27補正：353億円・補助率：9/10]
 - ・3年間雇上費用を貸付
 - ・保育士資格取得等で返済免除
 - 保育補助者（短時間勤務）の雇上費を補助
[28当初：118億円・補助率：3/4]
- 保育士が専門性の高い保育業務に専念できるよう、ICTの活用による業務の効率化を推進
[27補正：148億円]
- 保育所等に勤務する若手保育士への巡回相談による支援
[28当初：13億円]

- 人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて保育士等の待遇改善を行う（保育士平均+1.9%）
[27補正：93億円 ※28当初にも反映（177億円）] ※内閣府が算出した
- 保育所の公定価格にチーム保育推進加算を創設し、チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る
[28当初：43億円 (子どものための教育・保育給付費の増額)] ※内閣府予算に計上

職場定着を促進

離職者の再就職支援

- 就職準備金や保育料の一部の貸付けにより、離職した保育士への再就職を支援
[27補正：58億円・補助率：9/10]
 - ・就職準備金を20万円貸付
 - ・保育料の一部を1年間貸付
 - ・保育所に2年勤務で返済免除
- 保育補助者の雇用や保育所のICT化の推進などによる勤務環境の改善により、離職した保育士の就業意欲を促進
※再掲

潜在保育士の呼び戻し

保育士等の処遇改善

○平成27年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ（27年度補正、28年度当初）

	格付け	本俸基準額		人件費（年額）	
		平成27年度当初	平成27年度改定後	平成27年度当初	平成27年度改定後
保育士	(福)1-29	197,268円	199,920円 (+2,652円)	約363万円	約370万円 <u>(+1.9%)</u>

○平成26年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ

	格付け	本俸基準額		人件費（年額）	
		平成26年度当初	平成26年度改定後	平成26年度当初	平成26年度改定後
保育士	(福)1-29	195,228円	197,268円 (+2,040円)	約356万円	約363万円 <u>(+2.0%)</u>

※平成26年度末に、保育所運営費の差額を平成26年4月に遡及して支弁 ⇒ 保育士等に対して一時金などで支給

○平成27年度の公定価格における処遇改善等加算

新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じ、3%を加算

平成28年度における保育士試験の年2回実施について

○概要

保育士確保を図るため、平成27年1月に策定した保育士確保プランに基づき、平成27年9月に施行した改正後の国家戦略特別区域法において創設された地域限定保育士試験に加え、通常の保育士試験についても、平成28年度から実施。

○実施時期

- ・ 通常試験（1回目）
筆記試験：平成28年4月23日（土）・24日（日）
実技試験：平成28年7月3日（日）
- ・ 地域限定保育士試験及び通常試験（2回目）
筆記試験：平成28年10月22日（土）・23日（日）
実技試験：平成28年12月11日（日）

○実施自治体（2回目試験）

- ・ 地域限定保育士試験
大阪府、仙台市
- ・ 通常試験
44都道府県

※神奈川県については、どちらの保育士試験を実施するか検討中

○受験手数料

12,700円（手数料払込票の郵送料等が別途必要）

地域限定保育士制度の概要

1. 概要

- 平成27年通常国会で成立した「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」により、資格取得後3年間は当該自治体内のみで保育士として働くことができ、4年目を以降は全国で働くことができる「地域限定保育士(正式名称：国家戦略特別地域限定保育士)」となるための試験制度を新たに創設。
- 地域限定保育士試験は、8月に全国で行われる試験に加えて、2回目の試験として実施。

2. 実施時期 (平成27年度)

地域限定保育士筆記試験：平成27年10月24日(土)・25日(日)
地域限定保育士実技試験：平成27年12月13日(日)

3. 実施自治体 (平成27年度)

神奈川県、大阪府、沖縄県、千葉県 (対象地域：成田市)

4. 受験手数料 (平成27年度)

12,700円 (手数料払込票の郵送料等が別途必要)

5. 受験者数 (平成27年度)

10,598人 (筆記試験)